

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 中小企業等のM&Aと労務DD
2. 税務カレンダー（2024年2月、3月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

十回やれば九回失敗している

柳井正（ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長）

※経営者100の言葉より引用

中小企業等のM&Aと労務DD

◆中小企業等を取り巻く喫緊の課題

中小企業庁の調べでは、2025年までに70歳を超える中小企業及び小規模事業者（以下「中小企業等」）の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万社が後継者未定となっています。この127万社という数字は、日本全体の企業数の1/3に当たります。

これをそのまま放置すると、中小企業等の廃業の急増により、2025年までの累計で、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われる可能性があるとしています。これらの課題解決の一つとして、第三者への事業承継（本稿では「M&A」とします）のニーズが高まりつつあります。

◆デューデリジェンスとは

デューデリジェンス（Due Diligence）とは、Due（当然・正当）Diligence（精励・努力）という意味で、投資を行うに当たり、投資先企業の価値やリスクなどを事前に調査することを言います。

M&Aにおけるデューデリジェンス（以下「DD」）の目的は、買収企業の経営環境、事業内容などを調査し、財務状況・収益力について分析を行い、法務面の問題点・リスクを洗い出して、より正確に企業実態や事業運営の手法を把握することです。その種類には財務DD、法務DDなどがあり、労務DDも重要な位置を占めます。

◆労務DDの定義とその内容

労務DDについては、法律等での明確な定義はありませんが、一般的に「労働に由来する潜在債務を調査すること」となります。

ここでの潜在債務とは、簿外債務と偶発債務を合わせた概念になります。簿外債務とは、本来、費用として財務諸表に計上されなければならない債務を言い、未払残業代や加入漏れの社会保険料などが挙げられます。偶発債務とは、将来、想定外の出来事で発生し得る債務を言い、解雇の無効や管理監督者と認められないなどによるバックペイ（遡っての給与等の支払い）、労働災害やハラスメント問題による会社の損害賠償リスクなどがこれに当たります。

近年、第三者への事業承継（M&A）をスムーズに遂行するため、また、売り先企業が自社をより高額で売却するため、さらには人的資本経営の高まりからも、事前に潜在化しているリスク対応としての労務DDが注目されています。

2024年2月の税務

2月13日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月29日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

2024年3月の税務

3月11日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出(納期限:5月31日)
- 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

4月1日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

おすすめ書籍のご紹介

雑談が上手い人が話す前にやっていること



ジャンル	スキルアップ・キャリア
著者	ひきたよしあき
出版社	アスコム
定価	1,595円(税込)
出版日	2023年10月12日
評点	
総合	3.5
革新性	3.0
明瞭性	3.5
応用性	4.0

毎日の会話において雑談が占める割合は意外と多く、その役割は大きいものだ。家族や友人との雑談の重要性は言うまでもないが、仕事においても、雑談は人間関係を良好なものにしたり、新たなアイデアにつながったりすることがある。

ところが、多くの会社で研修講師を務めてきた著者、ひきたよしあき氏によれば、会社におけるコミュニケーションの悩みランキング1位は「雑談が苦痛」だそう。そんな人も、本書を読めば、「雑談が苦痛」という気持ちがずいぶんやわらぐだろう。

日々の生活や仕事において、雑談を避けて通ることはできない。雑談が苦手でなくなれば、格段にストレスが減ることだろう。「初対面の人と話せない」「沈黙が怖い」「相手の話にどう反応していいかわからない」といった悩みを抱える人や、コロナ禍で人と会う機会が減り、雑談力が落ちたと感じている人におすすめしたい一冊だ。

◆◆◆気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>